

議案第 7 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 9 0 号中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同条第 1 9 7 号イ(ア)中「以下この号、第 2 6 8 号及び第 2 7 0 号」を「第 2 6 8 号、第 2 7 0 号及び第 2 7 4 号」に改め、同条第 2 6 4 号イ(イ)を次のように改める。

(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

(a) 1 戸	8, 8 0 0 円
(b) 2 戸以上 5 戸以下	2 3, 0 0 0 円
(c) 6 戸以上 1 0 戸以下	3 0, 0 0 0 円
(d) 1 1 戸以上 2 5 戸以下	4 3, 0 0 0 円
(e) 2 6 戸以上 5 0 戸以下	6 4, 0 0 0 円
(f) 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下	1 0 0, 0 0 0 円
(g) 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下	1 5 0, 0 0 0 円

- (h) 201戸以上300戸以下 190,000円
- (i) 301戸以上 200,000円
- b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める方法により共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
 - ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
 - iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円
 - iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円
 - v 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円
 - vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
 - (b) (a)以外の場合 ア(i)bに掲げる建築物の区分に応じア(i)bに規定する額
- c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準で定める基準が

適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
240,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
380,000円
 - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
550,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
670,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
790,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
900,000円
- (b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
97,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
160,000円
 - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
260,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
330,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上

25,000平方メートル未満のもの 390,000円

vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円

第2条第264号ウ(イ)b及びcを次のように改める。

b 共用部分 イ(イ)bに掲げる場合の区分に応じイ(イ)bに規定する額

c 非住宅部分 イ(イ)cに掲げる場合の区分に応じイ(イ)cに規定する額

第2条第266号イ(イ)中「の建築物の住宅部分」を「の建築物」に改め、同号イ(イ)a及びb中「住宅部分」を「部分」に改め、同条第268号ア(ア)中「場合」の次に「(イ)に掲げる場合を除く。」を加え、同号ア(イ)中「(ア)」の次に「又は(イ)」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）

第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円

c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円

d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円

e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,

000平方メートル未満のもの 160,000円

f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
の 200,000円

第2条第268号イ(ア)a中「場合」の次に「(bに掲げる場合を除く。)」を加え、同号イ(ア)b中「a」の次に「又はb」を加え、同号イ(ア)bを同号イ(ア)cとし、同号イ(ア)aの次に次のように加える。

b 建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円

(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
27,000円

(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
81,000円

(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
130,000円

(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
160,000円

(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
200,000円

第2条第270号ア(イ)a中「、第272号」を削り、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 ア(イ)aに掲げる住戸の総数の区分に応じア(イ)aに規定する額

b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

110,000円

ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

180,000円

iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

280,000円

iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

360,000円

v 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

430,000円

vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

500,000円

(b) (a)以外の場合 ア(イ)bに掲げる建築物の区分に応じア(イ)bに規定する額

c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
230,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
370,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
530,000円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
650,000円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
770,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
870,000円

(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
87,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
150,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
240,000円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
310,000円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上

25,000平方メートル未満のもの 370,000円

vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円

第2条第270号ウ(イ)b及びcを次のように改める。

b 共用部分 イ(イ)bに掲げる場合の区分に応じイ(イ)bに規定する額

c 非住宅部分 イ(イ)cに掲げる場合の区分に応じイ(イ)cに規定する額

第2条第272号イ(イ)中「の建築物の住宅部分」を「の建築物」に改め、同号イ(イ)a及びb中「住宅部分」を「部分」に改め、同条第274号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）」を「建築物省エネ法施行規則」に改め、同号ウ(ウ)a中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に改め、「（以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。）」を削り、同号ウ(イ)a(a)中「設計一次エネルギー消費量」を「基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量」に改め、同号ウ(イ)b中「に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ)b」を削り、同号ウ(イ)c中「に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ)c」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第190号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等において、簡易な評価方法を用いた場合の審査に係る手数料を定めること等のため、この条例を制定するものである。